

平成 17 年 7 月 1 日

中間整理案に関する意見

株式会社大和総研
専務取締役 東 英治

中間整理(議論のたたき台)に関し、下記の 2 点について意見を述べさせていただきます。

「Ⅱ規制内容 4. 行為規制 (1)基本認識、(3)「プロとアマ」の区分」

基本認識に述べられているように、アマについては投資家保護を拡充し、プロについては極力規制を緩和するという方向を示すことは、大変重要であります。

その上で、さらに2点強調する必要があると考えます。一つは、いかにプロの拡充を図るかです。適格機関投資家の範囲拡大等、規制の緩和が望まれます。

二つ目は、アマに対する投資家保護の拡充は当然として、過保護に陥らないための考え方の整理であります。多様な価値観を有した多くの投資家が参加することによって、初めて効率的な市場が形成されます。安心して参加できる市場を大前提とし、アマの市場参加をいかに促すかが重要といえます。

アマの投資家の参加が決して多くない日本の資本市場で、今後多くのアマの市場参加を促す際に、過保護の状態を作っては、決して効率的な市場は形成し得ないといえます。

私の考えます過保護とは、「アマにはリスクを取らせない」、極論すれば「損をさせない」といった考え方です。投資家保護とは、アマがリスク・リターンを把握・判断しやすくすることであり、自己のリスク許容度の認識・判断力を高めることでもあります。

従って、行為規制の考え方の軸も、投資サービス業者に対する説明責任・ディスクロージャーの強化こそが必要であると考えます。

「Ⅲ集团的投資スキーム(ファンド) 2.具体的規定 (5)運用報告」

集团的投資スキームの今後の方向性かんがみると、多様な投資サービス商品を組み込んだファンド・オブ・ファンズの果たす役割が益々大きくなっていく可能性が高いと考えます。従って、ファンド・オブ・ファンズのディスクロージャーの強化について、もう少し踏み込んだ表現が必要であると考えます。

組み込まれたファンドのどこまでディスクローズさせるか、またファンド・オブ・ファンズの合成リスク・リターンをどのように想定しているのかと言った開示の方法についても、今後検討する必要があります。

以上